

島根県立安来高等学校 教育課程表（令和4, 5, 6年度入学生）

課程	学科	類型の名称
全日制	普通科	文系Ⅰ・Ⅱ、理系

教科	科目	標準 単位数	1年			2年			3年			合計			備 考
			共通	文	理	文Ⅰ	文Ⅱ	理	文Ⅰ	文Ⅱ	理系				
国語	現代の国語	2	2								2	2	2		
	言語文化	2	3								3	3	3		
	論理国語	4		2	2	2	2	2	4	4	4	4	4		
	文学国語	4		2		2	2		4	4	0				
	古典探究	4		2	2	3	3	2	5	5	4	4	4		
地理歴史	地理総合	2		2	2				2	2	2				
	地理探究	3						3	4	0	0~3	4			
	歴史総合	2	2						2	2	2				
	日本史探究	3		2		4	4		0~6	0~6	0				
	世界史探究	3		2		4	4		0~6	0~6	0				
公民	公共	2		2	2				2	2	2				
	政治・経済	2				ウ2	3		0~2	0~3	0				
数学	数学Ⅰ	3	3						3	3	3				
	数学Ⅱ	4	1	3	3				4	4	4				
	数学Ⅲ	3							0	0	0~4				
	数学A	2	2			ア2			2~4	2	2				
	数学B	2		3	2				3	3	2				
	数学C	2			1			2	0	2	4				
	数学理解	学校設定科目					2		2	0	0				
	数学探究A	学校設定科目						3	0	3	0				
数学探究B	学校設定科目							0	0	0~4					
理科	物理基礎	2	2						2	2	2				
	物理	4			2				0	0	0~6				
	化学基礎	2		2	2		2		2	4	2		化学基礎を履けてから履修する		
	化学	4			2				0	0	6				
	生物基礎	2	2					2	2	4	2				
	生物	4			2				0	0	0~6				
理科探究	学校設定科目					イ3		0~3	0	0					
保健体育	体育	7~8	3	2	2	3	2	2	8	7	7				
	保健	2	1	1	1				2	2	2				
芸術	音楽Ⅰ	2	2						0~2	0~2	0~2				
	美術Ⅰ	2	2						0~2	0~2	0~2				
	書道Ⅰ	2	2						0~2	0~2	0~2				
	書道Ⅱ	2				ア2			0~2	0	0				
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3						3	3	3				
	英語コミュニケーションⅡ	4		4	4				4	4	4				
	英語コミュニケーションⅢ	4				4	4	4	4	4	4				
	論理・表現Ⅰ	2	3						3	3	3				
	論理・表現Ⅱ	2		2	2	2	2	2	4	4	4				
家庭	家庭基礎	2	2					2	2	2					
情報	情報Ⅰ	2		2	2			2	2	2					
社会課題探究	社会課題探究	学校設定教科				イ3			0~3	0	0				
共通教科・科目単位数計			31	31	31	22~29	31	31	84~91	93	93				
家庭	保育基礎	2~6				イ3			0~3	0	0				
	生活と福祉	2~4				ウ2			0~2	0	0				
	フードデザイン	2~6				ア2			0~2	0	0				
音楽	演奏研究	2~18				ア2			0~2	0	0				
	ソルフェージュ	2~18				ウ2			0~2	0	0				
美術	素描	2				ア2			0~2	0	0				
	絵画	2				ウ2			0~2	0	0				
英語	総合英語Ⅰ	2~8				2			2	0	0				
専門教科・科目単位数計			0	0	0	2~9	0	0	2~9	0	0				
総合的な探究の時間			3~6	1	1	1	1	1	3	3	3				
自立活動			0~2	0~2	0~2	0~2	0~2	0~2	0~6	0~6	0~6				
ホームルーム活動週当たり時数			1	1	1	1	1	1	3	3	3				
単位数及び週当たり時数の合計			33~35	33~35	33~35	33~35	33~35	33~35	99~105	99~105	99~105				
学校設定科目単位数計			0	0	0	2~5	3	0~4	2~5	3	0~4				

1. 選択科目は、2以上の学年にわたって履修する場合は同一科目を選択しなければならない。

2. Ⅰ～Ⅲを付した科目については、順次履修しなければならない。

3. 自立活動は、学校教育法施行規則第140条に基づき設定する障害に応じた特別の指導